

災害時要配慮者対策について

1. これまでの取組・国の動き

- ▶ 災害時要援護者への災害対策推進のための指針(区市町村向け)の策定(平成5年度作成・平成24年度改訂)
- ▶ 災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針の策定(平成11年度策定・平成24年度改訂)
- ▶ 改正災害対策基本法により、避難行動要支援者名簿の作成等が区市町村長に義務付けされた。(平成26年4月施行)
- ▶ 内閣府(防災担当)が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月)」により、改正災害対策基本法に基づき取り組む必要がある事項等が整理され、地域防災計画の修正、避難支援プラン(全体計画)の改訂、名簿作成方法の変更などの必要性が生じている。

2. 地域防災計画・避難支援プラン(全体計画)に定める事項

全体計画において定める事項

【地域防災計画において定める必須事項】

- ・避難支援等関係者となる者
 - ・避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
 - ・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
 - ・名簿の更新に関する事項
 - ・名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
 - ・要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
 - ・避難支援等関係者の安全確保
-
- ・名簿作成に関する関係部署の役割分担
 - ・避難支援等関係者への依頼事項(情報伝達、避難行動支援等の役割分担)
 - ・支援体制の確保
 - ・具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合わせを行うに当たって、調整等を行う者
 - ・あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制
 - ・発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
 - ・避難行動要支援者の避難場所
 - ・避難場所までの避難路の整備
 - ・避難場所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制
 - ・避難場所からの避難先及び当該避難先への運送方法 他

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月)」より

3. 都の役割

- 研修により円滑な法改正対応(計画策定・先進的な取組)を支援
- 都指針の改訂により要配慮者対策全体を後押し
- 包括補助事業の延長(予算要求中)

4. 区市町村の役割

《法により義務化された事項》

- 避難行動要支援者名簿の作成
- 名簿情報を提供する際の個人情報への配慮

《国指針により必要とされた事項》

- 避難支援プラン(全体計画)の作成
- ※法に規定はないが、策定することが適当とされている。

《さらなる支援体制構築のための取組》

- 避難支援プラン(個別計画)の作成
- 地域の共助力向上のための取組(訓練等)

参考 平成25年4月1日現在の状況

- ①全体計画・策定済45区市町村
未策定17区市町村(うち13区市町村は平成25年度中策定予定)
- ②個別計画・策定済13区市町村
策定途中35区市町村
- ③災害時要配慮者名簿・整備済50区市町村
整備中11区市町村
上記61団体のうち、他団体への情報提供55区市町村

Ⅲ 災害時要援護者への配慮

1 災害時要援護者への配慮の必要性

発災時に1人でも多くの命を救うためには、発災直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮します。とりわけ、高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に対しては、情報把握、避難、生活手段の確保などの支援が必要です。このため、防災市民組織など地域で連携し、的確かつ迅速に行うことができる支援体制を整えることが重要です。

2 各主体による取組の基本的な考え方

(1) 災害時要援護者自らによる取組

日頃から積極的に地域の人たちとの交流の場を作り、必要な支援内容についてお互いに理解を深めていきましょう。また、防災訓練などに参加するようにして、地域の協力の輪を広げましょう。

(2) 隣近所など地域における取組

新たな被害想定では、災害時要援護者の死者が約5,000人発生すると想定されており、都民一人ひとりの共助の取組への参画や防災市民組織等の活動の活性化を一層推進していきます。災害時には、防災市民組織等が中心となって、登録名簿をもとに安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行います。

(3) 都や区市町村など行政による取組

都や区市町村は、町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した災害時要援護者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練を実施します。

3 東京都地域防災計画における主な取組

○ 区市町村による全体計画、個別計画策定などへの支援

災害時要援護者に係る名簿の整備、支援の全体的な考え方を示す全体計画、支援者や避難先など災害時要援護者一人ひとりに対応した個別計画の策定など、区市町村の取組に対する支援を実施します。

○ 区市町村職員を対象とした災害時要援護者研修の実施

防災や災害時要援護者支援に係る実践事例等を学ぶ講習会を実施します。

○ 「防火防災診断」を通じた災害時要援護者宅の安全性の向上

「防火防災診断」（災害時要援護者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと）を実施し、災害時要援護者宅の安全性の向上を図ります。

○ 緊急通報システムの整備など区市町村と都が連携した安全確保

区市町村が整備する緊急通報システムや火災安全システム等を活用して、災害時要援護者の情報収集及び安全確保を図ります。

○ 社会福祉施設等の耐震化

主に災害時要援護者が利用する入所施設及び保育所については、平成 32 年度までに 100%耐震化します。また、社会福祉施設等への個別訪問などを通じて、耐震化に関する相談や提案等を行うとともに、技術的助言を要請する施設に対しアドバイザーを派遣します。

○ 女性や災害時要援護者にも配慮した避難所管理運営など

各避難所運営主体による避難所運営訓練や総合防災訓練等への災害時要援護者と家族の参加に対する支援、避難所運営主体である区市町村や地域住民と連携し、女性や災害時要援護者等にも配慮した避難所運営支援を行います。

○ 帰宅困難者対策における災害時要援護者支援

（利用者保護の際や一時滞在施設等における配慮など）

事業者は、区市町村や関係機関とも連携し、ヘルプカードの活用等による災害時要援護者の把握や、災害時要援護者への優先的な対応など、特に配慮します。